

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年6月30日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 石巻市立病院物品管理及び消毒滅菌業務
- (2) 仕様・業務場所等 別紙仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで
- (4) 支 払 条 件 毎月払い
- (5) 入 札 方 法

制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型）

※「非参集型入札」対象業務とする。（ホームページの「非参集型入札の手続について（お知らせ）」を参照のこと。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札公告日において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に登録され、登録住所が宮城県内の者で、宮城県内に本店、支店又は営業所機能を有する者
 - ② 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の9で定める基準に適合している者（一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による院内滅菌及び院外滅菌消毒業務に係る認定を受けている者又は当該基準に適合していることを証明できる者）であること。
 - ③ 日本国内において、令和2年4月1日以降、150床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、物品管理業務及び消毒滅菌業務を1年間以上元請けとして誠実に継続履行した実績を有する者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - ② 令第167条の4に規定する者
 - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180

号) 第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者

⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書類の提出(「一般書留」若しくは「簡易書留」で郵送、又は右記まで持参すること。)	令和7年7月14日(月) 午後5時必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きすること。	〒986-0825 宮城県石巻市穀町15番1号 石巻市立病院事務部経営課 施設用度係 0225-25-5555(内線3214)
審査結果の通知日	令和7年7月15日(火)	メール又はファクシミリにより通知
仕様書等に対する質問の受付	令和7年6月30日(月) から 令和7年7月 4日(金) まで	別紙質疑応答書により質問を受け付ける(ファクシミリ又は電子メールによる。)
回答書の閲覧	令和7年7月 8日(火)	ホームページ上に掲載
入札書の提出期限	令和7年7月22日(火) 午後5時 必着	石巻市立病院事務部経営課 施設用度係 ※郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」で郵送すること。
入札日(開札日)	令和7年7月23日(水) 午前10時10分	立合いを希望する場合は、入札日の前日までに連絡の上、入札日の午前10時までに参集すること。

(注) 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答日までの期間内に、仕様書

等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、入札公告等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限を厳守し、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）及び以下の添付書類各1部を郵送（「一般書留」若しくは「簡易書留」）又は持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- ① 営業概要表（別記様式第2号）
- ② 請負業務実績調書（別記様式第3号）
- ③ 前記②の実績が確認できる契約書又は仕様書等の写し
- ④ 一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク（院内滅菌・院外滅菌）」認定証の写し又は医療法施行規則第9条の9で定める基準に適合していることを証明する書類
- ⑤ 会社概要（会社の業務内容等を説明したパンフレット等の資料）

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、メール又はファクシミリにより行う。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の方法等

入札書の記載について、入札金額は契約期間分の総額を記載すること。

8 入札書の提出

- (1) 前記5の制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加資格を有していると認められた者は、前記3に示す期限を厳守し、入札書を提出すること。
- (2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 入札書の提出期限は、原則として開札日前日の午後5時とし、提出期限を過ぎてから到着したものは、無効とする。
- (4) 入札書の日付は、入札日（開札日）を記入する。
- (5) 入札書は、「入札の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した中封筒に封入封かんし、郵送（「一般書留」若しくは「簡易書留」）又は持参すること。

なお、外封筒の宛名は「石巻市役所」とせず、以下のとおり記載する。

〈送付宛先〉 〒986-0825 石巻市穀町15番1号
石巻市立病院事務部経営課 施設用度係 行

9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、落札決定後、契約金額を記載した内訳書（各月の金額は均等とすること。）を提出すること。

10 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ施行により行う。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

11 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に、必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

- (2) 入札書を投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。

12 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対しファクシミリにより通知する。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

14 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別紙石巻市立病院物品管理及び消毒滅菌業務仕様書及び契約規則、石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）等、関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第1項第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 実際に生じた本市の損害額が、上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 翌年度以降の本市の歳出予算において、本契約の契約金額の減額又は削除があった場合は、契約金額の減額又は契約の解除をすることがある。この場合において、本市は当該契約金額の減額又は削除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 詳細又は不明な点については、病院局石巻市立病院事務部経営課施設用度係に照会のこと。

住所 〒986-0825 宮城県石巻市穀町15番1号

電話 0225-25-5555（内線3214） FAX 0225-25-5673

Eメールアドレス：cliishigen@city.ishinomaki.lg.jp